

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

令和 3 年度 練馬区認知症対応型共同生活介護に係る
福祉サービス第三者評価受審費用助成について

日頃より練馬区の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

認知症対応型共同生活介護につきましては、「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例」(平成 24 年 12 月 25 日条例第 58 号)により、自己評価を行うとともに、定期的に「外部の者による評価(第三者評価)」もしくは「運営推進会議における評価」のいずれかを受けて、それらの結果を公表し、常にサービス改善を図ることが義務付けられています。

練馬区では「外部の者による評価(第三者評価)」を受審した場合、受審費用の助成を行っておりますので、必要に応じて受審に関する手続き等、よろしく願いいたします。

記

1 助成金額

「外部の者による評価(第三者評価)」の受審にかかった費用の全額
(上限額 60 万円、千円未満切り捨て)

2 助成要件

- (1) 東京都福祉サービス評価推進機構の認証評価機関によるサービス評価を受審すること。
- (2) 評価および評価機関への支払いを完了の上、令和 4 年 3 月 4 日(金)【厳守】までに練馬区へ報告書等の必要書類を提出すること。
- (3) 評価結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」に公表すること。

3 手続き

令和 3 年 8 月 13 日(金)【厳守】までに、同封した「令和 3 年度練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成対象申請書」を、介護保険課管理係担当者宛てご提出ください(郵送可)。

第三者評価受審費用の助成に係る各種様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることができます。

(トップページ>保健・福祉>介護保険>各種助成制度>令和3年度 認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成)

4 その他

(1) 第三者評価受審義務の緩和について

平成21年度に「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」(平成19年6月15日付19福保高介第211号。以下「実施方針」という。)が改正され、「第三者評価を5年間継続して実施していること」、「運営推進会議を1年間に6回以上開催していること」等、一定の要件(以下「緩和要件」という。)を満たす事業者については、受審義務が2年に1回に緩和されます。

緩和要件を満たすかどうかは年度毎に判定し、今年度、該当する事業者には通知を同封しています。ご確認ください。

また、緩和要件を満たし受審義務がない年度において、第三者評価を任意に実施した場合も受審費助成の対象となりますので、上記期日までに申請書をご提出ください。

(2) 運営推進会議を活用した評価について

「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例」(平成24年12月25日条例第58号)の改正により、令和3年4月より運営推進会議を活用した「運営推進会議による評価」を実施した場合についても、外部評価を実施したものとみなすこととなりました。

なお、緩和要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられますが、この継続年数に算入することができるのは、「外部の者による評価(第三者評価)」を行った場合に限られますのでご注意ください。

(3) 評価結果の公表内容の提出方法について

評価結果を広く公表するため、評価機関からの報告をもとに、とうきょう福祉ナビゲーションにおいて評価結果を公表するとともに、自己評価の結果を区において公表することとなっております。これに伴い、平成21年度から公表用報告書を区にご提出いただいております。

公表用様式は、下記URLに掲載されています。「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」の「4 自己評価の実施」の手順(1)~(3)により作成いただきますようお願いいたします。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/chiki/sansha.html

(東京都福祉保健局 高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>

地域密着型サービス>自己評価及び第三者評価(外部評価))

(4) 介護サービス情報の公表制度と同一機関による実施の取扱いについて

現在、介護サービス情報の公表制度における調査と第三者評価における評価を、同一機関により実施することが可能となっています。

同一機関により、同一日に調査・評価を実施した場合、重複する人件費・旅費等の公表制度の手数料に含まれる経費は外部評価の料金に積算することはできません。そのため、助成対象からは除かれますのでご注意ください。

しかし、同一機関による場合でも、手数料に含まれない部分や同一日の実施ではない場合は、助成の対象となります。

(問合せ先) 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12 - 1

練馬区高齢施策担当部

介護保険課管理係

(練馬区役所東庁舎 4 階)

担当 新井

電話 03-5984-2863(直通)